

付 錄

【リスクシナリオごとの脆弱性評価結果】

1 直接死を最大限防ぐ

1－1 地震に起因する建物・交通施設の大規模な倒壊・火災等による多数の死傷者の発生

● 住宅、特定建築物（※）の耐震化 【都建、経政、教育】

県と連携して市民や設計者等に建築物やブロック塀等の耐震化の必要性を啓発している。内容としては、国・県の補助制度を活用し、昭和56年以前の旧耐震基準の木造戸建て住宅の耐震改修工事の補助や危険ブロック塀の除却の補助など行っており、引き続きこのような取組が必要である。また、防災拠点となる市庁舎や避難施設となる公共建築物等について、「小都市耐震改修促進計画」や「小都市公共施設等長寿命化計画」等に定め、計画的な耐震化の取組を推進している。

※特定建築物：昭和56年以前の建築物のうち学校、体育館、病院、老人ホーム、百貨店その他不特定多数の者が利用する建築物で一定の規模以上の建築物等

● 大規模盛土造成地の把握 【都建、防安】

令和2年度までに県は対象とする47市町村の大規模盛土造成地マップを公表した。小都市においてもその所在が確認されている。市民に対して大規模盛土造成地が身近に存在することを周知し、防災意識を高めて、災害の未然防止や被害の軽減につながる「防災まちづくり」に活かしていくことを目的に公表されている。大規模盛土造成地マップは、県内に分布する大規模盛土造成地のおおむねの位置と規模を示したものであり、その箇所が地震発生時にかならずしも危険ということではない。また、県所管区域に現在のところ宅地造成等規制法に基づく「造成宅地防災区域」に指定した区域はないが、経年劣化や自然災害の激甚化に伴い、今後大規模盛土造成地マップをもとに2次スクリーニング計画の策定・実施、改修補助や住民説明会、点検・監視体制の強化や相談体制づくりを行う必要がある。

● 住環境等の整備 【都建、防安】

災害に強いまちづくりを推進するため、老朽住宅等の除却、生活道路・公園等の公共施設の整備・改善を行う住環境整備事業や、狭い道路の拡幅整備を行う申請者に対し、国・県の交付金による補助を行っている。また、市場に流通していない空き家住宅が老朽危険家屋とならないように空き家バンク制度の登録促進を図り第三者による利活用を進める必要がある。

● 不燃化を行う区域の指定 【都建】

県と連携して建築基準法に基づき、屋根の不燃化及び延焼のおそれのある外壁の準防火性能化を行う区域を指定することで、市街地における防火対策を促進している。なお、都市計画法による防火地域又は準防火地域を除く市街地について、全て指定済みである。法に基づく区域指定による更なる防火対策の普及を図るために、引き続きこ

のような取組が必要である。

● 応急危険度判定体制の整備 【都建、防安】

県は、被災宅地の崩壊、被災建築物の倒壊や落下物等による二次災害を防止するため、被災宅地及び被災建築物の応急危険度判定を行う被災宅地危険度判定士及び被災建築物応急危険度判定士の登録者数拡大に向けた養成講習会を開催し、登録を行っている。また、県は、近年の災害を踏まえ、災害時における県外からの判定士の受入体制を整備するため、被災建築物応急危険度判定業務マニュアルの見直しを実施した。市は、被災宅地や被災建築物の倒壊等による死傷者の発生を防ぐため、県との連携が必要である。

● 学校施設の耐震化及び老朽化対策 【教育】

小都市立学校施設については、平成23年度までに全施設の耐震化が完了している。また、学校施設敷地内のブロック塀についても、地震に伴うブロック塀の倒壊により小学校の児童が死亡した事故を受け、建築基準法に適合しないものの撤去を完了している。学校施設は、児童生徒等が一日の大半を過ごす活動の場であるとともに、災害時には地域住民の避難所としての役割も担っており、その安全性の確保は極めて重要であり、引き続き定期的な点検や老朽化対策等の適切な維持管理を実施していく必要がある。

● 高齢者施設等の施設の耐震強度の維持及び強化対策 【市福】

耐震面で十分ではない施設について、耐震化や老朽化等の対策工事が必要であり、一定の耐震強度を有する施設にあっては、その維持及び更なる強化が必要である。

● 保育所・幼稚園・認定こども園、放課後児童クラブ等の施設の耐震強度の維持及び強化対策 【子健】

耐震面で十分ではない保育所・幼稚園・認定こども園等について、耐震化・老朽化等の対策工事が必要であり、一定の耐震強度を有する施設にあっては、その維持及び更なる強化が必要である。また、放課後児童クラブの施設については、リース期間満了後、順次建替えを行っているが、施設の建替えに併せて、施設の安全点検及び安全対策に努めるよう業務委託先に指導・助言を行っている。放課後児童クラブは、児童の家庭に代わる生活の場であり、安全性の確保が極めて重要であるため、引き続き安全点検・安全対策が必要である。

● 国、県道の整備推進 【都建】

災害発生時に、物資供給が長期停止とならないよう、緊急輸送網を確保するため、国道3号鳥栖久留米道路や県道久留米筑紫野線の4車線化などの整備を国、県と共に推進することが必要である。

1－2 広域の河川氾濫・内水氾濫・高潮等に起因する浸水による多数の死傷者の発生

● 河川、内水氾濫による被害を軽減するための流域治水対策の推進 【防安、都建、環経、教育】

・ 河川を中心とする対策

宝満川をはじめとする各河川には、堆積土による河床の上昇、狭あいな河道部分の存在、堤防嵩の不足、河道内の樹木等の繁茂、必要性を喪失した堰等や河川管理施設の存在等、河川の流下能力を阻害する要因が諸所に存在しており、計画的な改修・整備による河川の流下能力の向上施策を推進する必要がある。また、河川の増水時において支流合流部における内水氾濫を軽減するための排水機能等を整備する必要がある。

・ 流域を対象とした対策

気候の変動等により雨水の河川への流入量は増大する一方であり、雨水貯留施設の設置、雨水浸透機能の保持、雨水流路の機能保全・強化などによる河川への雨水流入量の軽減策により河川のピーク流量を抑える施策を市内全域、更には近隣自治体を含めた流域で推進する必要がある。また、輪中堤・防水壁などの整備による住宅地等への直接的な浸水防止策により市民の生命・財産を守る施策が必要である。

● 治水（浸水）対策の推進 【経政、環経、都建】

近年発生している豪雨災害による浸水対策としては、河川改修だけでは治水対策の効果が十分でないため、流域全体での流域治水として取組（対策）を講じる必要がある。

● 気候変動の影響を踏まえた治水対策の推進 【環経、都建】

一定規模を有する企業立地に伴う土地利用の変更により低下している保水・遊水機能を復元するため、洪水対策の一つとして雨水貯留・浸透施設の設置等による雨水流出の抑制を推進しており、本市へ立地する企業に対し、必要性等について理解を求めている。大雨時における周辺地区の安全性確保を図るため、引き続き、本市への立地企業への説明・理解が必要となる。

● 下水道による都市浸水対策 【都建】

近年の集中豪雨や農地の宅地化による降雨時の出水量の増加に伴い、市内各地で内水氾濫による被害が多発しており、雨水幹線改修などの都市浸水対策を行ってきた。今後も浸水対策の強化を図るため、引き続きこのような取組が必要である。

● 水門操作による支川流域の浸水被害の防止及び河川管理者（国・県）への改善要望【都建】

宝満川の水位が上昇し、支流の築地川、法司川の水位より高くなると支流への逆流が発生するため、樋門、水門の適切な開閉操作により逆流防止対策を行い、外水被害の低減を図っている。また、支流流域の内水氾濫による家屋等へ浸水の危険が高くなるため、適切な樋門、水門の開閉操作を行うことが必要である。さらに、河川管理者（国・県）の計画的な河川改修や記録的な豪雨対策について、連携して推進する必要

がある。

● **洪水、内水氾濫等に対するハザードマップの作成 【防安、都建、環経】**

水害時に円滑かつ迅速な避難が行われるよう、市では、洪水ハザードマップ及び防災重点ため池ハザードマップを作成している。また、高潮ハザードマップについては、県が令和元年度に作成・公表している。洪水ハザードマップについては、平成31年4月に水防法の改正に基づく、宝満川における想定最大規模降雨（L2）に対応したハザードマップへ見直しを行い、全戸配布を行っている。内水ハザードマップについては、過去の内水氾濫実績等に基づく調査を行って作成し、市民への公表・配布により、市街地等の浸水に対する避難体制の強化を図る必要がある。大雨時の円滑かつ迅速な避難の確保のため、引き続き、内水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ、防災重点ため池ハザードマップ等の市民への情報提供について取組が必要である。今後は、市民がそれぞれの居住地等の危険を認識しやすいハザードマップとするため、各種のハザードマップを冊子式に編綴し、地域ごとに分割する等の取組が必要である。

● **大雨等を想定したタイムラインの策定・運用 【防安】**

市では、大雨における気象・河川情報等に応じて市がどのように対応を行っていくかを時系列で整理したタイムラインを令和元年6月に作成して、逐次の修正を加えつつ運用しているところである。大雨の予測時には、このタイムラインを活用して、気象・河川水位等の情報収集、住民に対する適時適切な情報提供や、避難情報の発令、関係機関との連携、現地における災害対応等に活用している。また、令和2年8月に台風災害に備え、県のタイムライン及び市の大気時のタイムラインを参考として、県、市、住民が台風接近時にどのように対応を行っていくかを時系列で整理したタイムラインを作成して、住民に対する適時適切な情報提供や、避難情報の発令に活用している。今後も大雨や台風に伴う洪水・内水氾濫、台風災害等に対する災害対応の遅れや漏れを防ぐため、引き続きタイムラインの見直し等の取組が必要である。

● **適時適切な避難情報等の発令 【防安】**

市では、国の「避難勧告等に関するガイドライン」に基づき、市の特性等を加味した「避難勧告等の発令・伝達マニュアル」及び「小都市大雨タイムライン」等を策定し、避難情報を発令する際の発令基準やその伝達方法を定めている。避難情報発令の判断基準については、小都市の地域特性及び過去の災害実績等に基づき定めているが、厳しさを増す気象状況や市の地域特性の変遷に応じた適切な避難情報の発令ができるよう、引き続き国の指針等に基づき、適時の見直しを図っていくことが必要である。

1－3 大規模な土砂災害・火山噴火等による多数の死傷者の発生

● 土砂災害に対するハザードマップの修正、避難体制の強化 【防安】

県の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定に基づき、土砂災害警戒地域内及び近傍居住住民に対する土砂災害に関する防災知識の普及啓発を行うとともに、市内における土砂災害警戒区域を洪水ハザードマップ上に明記して作成し、平成31年4月に全戸配布により市民に普及を図ったところである。また、土砂災害特別警戒区域内の建築物の所有者、住宅関係団体に対しては、県と連携し、がけ地近接等危険住宅移転事業などの移転支援制度についての説明や周知を行っている。県による土砂災害警戒区域の指定は完了しているが、土砂災害警戒区域の地形改修等による土砂災害警戒区域の指定解除や宅地等の開発に伴う新たな土砂災害警戒区域の指定などの見直しを県と連携して適時行うとともに、ハザードマップ修正・配布などによる実効性のある警戒、避難体制の構築・強化を図るため、引き続きこのような取組が必要である。

1－4 情報伝達の不備や防災リテラシー教育の不足、深刻な交通渋滞等に起因する避難の遅れによる多数の死傷者の発生

● 防災情報通信基盤の整備 【防安】

県が整備する地上無線や衛星無線などを組み合わせた二重の無線通信回線、非常用電源を備えた「福岡県防災・行政情報通信ネットワーク」を引き続き活用して、県及び防災関係機関との連携体制を確保する必要がある。また、市独自で整備しているMCA無線方式の「防災行政無線（スピーカー式放送局及び無線交信局）」を引き続き維持し、市民に対する災害情報等の伝達手段及び災害対応時等における通信手段を継続的に確保する必要がある。更に、インターネットを介して登録者にメール、電話、FAXによる情報を伝達する「災害情報等配信システム」、携帯電話会社と連携した「エリアメール」、県が整備する「防災メールまもるくん」などの情報伝達手段の維持が必要である。これらの防災情報通信基盤による情報の収集・伝達を確実に実施するため、継続的な維持管理を行うとともに、市民に対して防災情報を、より確実に伝達するために新設住宅地や音達が不十分な地域に対するスピーカー放送局の増設・拡充や戸別受信機等の防災通信基盤の着実な拡充・整備が必要である。

● 災害情報の収集・共有手段の整備 【防安】

災害発生時の情報収集は、市民・関係機関からの電話連絡、現地に派遣された職員・消防団員からの無線・電話報告による情報収集が主体であり、映像・位置情報を含めたリアルタイムでの情報収集に制約がある状況であり、令和2年度から職員の私用携帯電話を使用したSNS経由での映像を含めた情報収集を取り入れたところではあるが、私用携帯電話の使用による故障、費用弁償の問題もあることから、市としての災害情報を収集・共有する手段の構築が必要である。

● 指定避難所及び避難所以外の避難者の支援体制 【防災】

指定避難所の運営においては、災害発生2日後以降の努めて早期から自主防災組織等を中心とした地域住民による自主的な避難所運営を行っていく必要があることを校区・行政区における防災研修や防災訓練を通じて周知していくとともに、市としての指定避難所・福祉避難所の生活環境の改善、車中泊・テント泊等の避難所以外における避難者の支援、避難所の施設管理者との連携を記載した「避難所運営マニュアル」の拡充を行っていく必要がある。更に、感染症等の感染防止策を含めて安全・安心な避難所の開設・運営に関してマニュアルの充実を図る必要がある。

● 多数の人が集まる場所等における避難対策 【防災、環経、市福、教育】

大規模集客施設などの多数の人が集まる場所では、災害時に利用者を安全に避難させるため、管理者等はあらかじめ避難誘導体制を整備する必要がある。また、円滑かつ迅速な避難のため、災害時の通信手段として有効な公衆無線LAN（Wi-Fi）を設置して情報伝達手段の多重化の推進が必要である。

● 避難行動要支援者の支援体制の整備 【市福、子健、防災】

市では、平成30年度に避難行動要支援者台帳の作成を行っており、名簿を活用した避難支援を円滑に行うため、各行政区又は自主防災組織による避難行動要支援者の個別支援計画の策定を進めている。市は、作成した避難行動要支援者台帳を各行政区に配布する際に個別支援計画の様式の一例を併せて配布して作成を促すとともに、校区・行政区の防災研修、防災訓練時等に取組強化の研修を行い、個別支援計画の策定を地域防災力強化事業費補助金の補助率アップの条件とするなどの推進施策を実施しているが、個別支援計画の作成は低調なままである。

また、避難行動要支援者台帳の更新や新規登録の案内が、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、十分に実施できていないことが課題となっている。

今後は、自然災害の脅威が増大することが予測され、高齢者、障がい者、在留外国人等の避難行動要支援者に対する避難支援を具体的に推進していく必要性が益々増加している。このため、区長・民生委員等と連携した避難行動要支援者名簿の更新、個別支援計画策定研修の拡充などの推進が今後も必要である。

● 防災教育の推進 【教育、子健、防災】

児童生徒の防災意識の向上や安全確保を図るため、各小中学校、各放課後児童クラブ等が行う防災に関する学習や防災訓練の実施している。また、災害発生時に職員が講じるべき措置の内容や手順を定めた危機管理マニュアルの作成・更新について、各種研修の機会を通して周知を行っている。学校等における防災教育を推進するため、引き続きこのような取組が必要である。

● 保育所・幼稚園・認定こども園等における災害対応マニュアル、訓練等の整備・充実、防災教育・啓発の推進 【子健】

地震、風水害等の自然災害から生命、財産等を守るために教育・啓発・訓練等の充実・強化が必要である。保育所等の施設側の対策及び園児・保護者に対する教育・啓

発の両面での充実・強化が求められる。

● 防災等についての広報啓発の推進 【経政、防安】

災害時に市民一人ひとりが命を守る行動をとるためにには、日頃から防災に関する知識、避難所情報、災害に関する情報収集手段などを知ってもらうことが必要である。近年は梅雨時期の前に広報紙で防災情報を中心とした特集を年1回で組んでいるが、外国人住民の増加など情報の受け手側である市民の多様化などを踏まえ、これまで以上に様々な分野・視点・媒体からの広報啓発活動を推進する必要がある。

● 外国人に対する支援 【経政、防安】

災害時に市内に所在する外国人の適時適切な避難が行われるよう、県が作成した多言語防災ハンドブックの配布や市のホームページの中に外国人に分かり易い日本語で記述した特設ページを設けている。また、「災害時の外国人支援に係る動画」などを掲載して外国人に対する支援を推進している。市内に所在する外国人の増加と共に外国人が被災する危険性が高まっていることから、引き続き外国人に対する言葉や文化の違いを考慮した防災知識や災害時の情報伝達手段の普及などの取組が必要である。

● 避難行動等の教訓の広報啓発 【防安】

県から配布された「福岡県防災ハンドブック」(平成30年4月)を各校区防災部会及び各行政区(自主防災組織)に配布して、防災研修・訓練等における啓発に活用している。市では、平成31年4月に「小郡市洪水ハザードマップ」を市内の全戸に配布し、市の広報紙に梅雨前、台風シーズン前等の適時に防災啓発及び災害時の避難促進記事を掲載している。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策における避難行動に関するチラシを配布する等、適時の知識普及、啓発を行っており、今後も市民の命を守るため、適切な避難行動の啓発を図る必要がある。

● 災害情報の発信 【防安、経政】

災害発生時に市民一人ひとりに命を守る行動をとってもらうためには、災害情報を迅速かつ正確に提供・通知することが必要である。災害情報に関しては、現在広報担当でホームページ・各種SNS・Googleマップ・報道発表を、防災担当で防災無線・防災メール・エリアメール・Yahoo防災を活用しているが、情報発信の詳細な手順や発信基準が定まっておらず、担当者の経験・工夫・裁量によるところが多くなっているため、運用の安定化・簡素化のために基準・指針等を定める必要がある。

● 市内幹線道路(都市計画道路、補助幹線道路等)の整備 【都建】

災害発生時における輸送手段などを確保するため、各拠点や緊急輸送道路などへ繋がる交通ネットワークとなる市内幹線道路の着実な整備が必要である。また、風水害に対する安全性の確保の為にも市内幹線道路の着実な整備が必要である。更に、災害発生後においても地域社会・経済が迅速に回復できるよう、市内の各地域に繋がる交通ネットワークの軸となる市内幹線道路の整備が必要である。

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。

2-1 被災地における水・食料・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

● 国、県道の整備推進 【都建】

災害発生時に、物資供給が長期停止とならないよう、緊急輸送網を確保するため、国道3号鳥栖久留米道路や県道久留米筑紫野線の4車線化などの整備を国、県と共に推進することが必要である。

● 市内幹線道路（都市計画道路、補助幹線道路等）の整備 【都建】

災害発時における輸送手段などを確保するため、各拠点や緊急輸送道路などへ繋がる交通ネットワークとなる市内幹線道路の着実な整備が必要である。また、風水害に対する安全性の確保の為にも市内幹線道路の着実な整備が必要である。更に、災害発生後においても地域社会・経済が迅速に回復できるよう、市内の各地域に繋がる交通ネットワークの軸となる市内幹線道路の整備が必要である。

● 公助による備蓄の推進 【防安】

市では、小郡市災害時備蓄計画（平成24年12月策定（令和元年12月改訂））に基づき、食料、飲料水、生活物資、避難所運営に必要な資機材、救出・応急処置に必要な資機材等の備蓄を行うとともに、災害時における災害応急対策の実施に必要な食料・飲料水及び生活必需品等の物資の供給やその保管場所を確保するため、民間事業者等との間で協定の締結を行っている。特に、令和2年の新型コロナウイルス感染症対策として、フィジカルディスタンス確保のためのパーテーション、マット等の備蓄を追加するとともに、パーテーション・ベッド等の段ボール製品の供給等、避難所生活の環境改善等のための協定を締結し、防災体制の強化を図ってきた。公助による備蓄・調達の更なる推進を図るとともに、備蓄物資・供給物資の輸送力確保に係る民間事業者との協定締結等の取組を推進する必要がある。

● 自助・共助による備蓄の推進 【防安】

市では、小郡市災害時備蓄計画において、食料・飲料水等の備蓄品の備蓄割合を、自助として市民自身の家庭内備蓄（3日分）で約70%、共助として行政区等の地域内備蓄、事業所などの企業内備蓄、協定締結事業者の流通在庫備蓄等で約20%、公助として市による備蓄で約10%を備蓄することとしている。備蓄計画の大半を占める自助による備蓄を促進するため、校区・行政区の防災研修・訓練等において家庭内備蓄の啓発を行うとともに、市の広報紙における広報・啓発を実施してきた。また、各行政区（自主防災組織）における備蓄を促進するため、地域防災力強化事業費補助金による支援を行うとともに、事業者等による災害時における物資供給の拡充のため、市内及び近隣事業者との物資供給等に係る協定の締結を推進してきたところである。市内における更なる備蓄の促進を図るため、引き続きこのような取組が必要である。

2－2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

● 災害情報の収集・共有手段の整備 【防災】

災害発生時の情報収集は、市民・関係機関からの電話連絡、現地に派遣された職員・消防団員からの無線・電話報告による情報収集が主体であり、映像・位置情報を含めたリアルタイムでの情報収集に制約がある状況であり、令和2年度から職員の私用携帯電話を使用したSNS経由での映像を含めた情報収集を取り入れたところではあるが、私用携帯電話の使用による故障、費用弁償の問題もあることから、市としての災害情報を収集・共有する手段の構築が必要である。

2－3 警察・消防等の被災による救助・救急活動の停滞

● 三井消防署の建替え 【防災】

老朽化に伴う三井消防署の建替えにより消防機能の充実・強化を図るため、久留米広域消防本部と連携した計画的な推進が必要である。

● 常備消防の充実強化 【防災】

市では、平成21年4月の久留米広域消防本部発足以降、地域実情に応じた負担金を支出することで、消防サービス（火災・救急・救助）、建築物の火災予防及び危険物施設の安全確保、防災・防火思想の普及・啓発などの消防機能を確保している。久留米広域消防負担金は市の財政上大きな負担ではあるが、安全・安心な市民生活を守るために、地域実情に合わせた負担金の負担、老朽化した三井消防署の防災・減災拠点の機能を備えた建替え、消防職員の不足を解消するための募集・増員施策などの常備消防の充実強化を図るための取組が必要である。

● 市消防団の充実強化 【防災】

昭和30年の消防団発足以降、地域防災力の中核となる消防団の充実強化を図り、住民の安全を確保するため、消防団活動の周知や加入促進を行うとともに、消防団員の待遇改善、従業員が消防団に入団している事業所等を住民に周知する「消防団協力事業所表示制度」の導入、行政区を通じた消防団員の入団促進などを行っている。消防団員数の減少に伴う地域防災力の低下を防ぐため、災害種別に応じた機能別団員（特定災害）の新設、消防団装備の充実などの施策を含め、消防団機能の維持・向上のための取組が必要である。

● 自主防災組織の充実強化 【防災】

市では、平成25年度から各行政区ごとの自主防災組織の設立促進を図り、62行政区のうち61行政区に自主防災組織を設立している。引き続き全ての行政区における自主防災組織の設立を目指すとともに、既存の自主防災組織の活性化を図るため、地域住民の防災意識を高めることを目的とした防災研修・訓練における支援の積極的な実施、出前講習の実施などを行っていく必要がある。自主防災組織の活動の準拠となる地区防災計画の作成のため、「地区防災計画作成マニュアル」を作成し、地区防災計画の作成を促すことにより自主防災組織の活動の活性化を促す必要がある。また、自主防災組織の活性化の骨幹を担う人材として防災リーダーを養成・育成するための防災リーダー認定講習会・防災リーダーフォローアップ研修の取組を継続的に実施す

る必要がある。更に、自主防災組織の共助による救出・救護、自治公民館等の自主避難所運営のための資機材等を整備するための補助を継続的に推進する必要がある。各行政区に居住する避難行動要支援者に対する支援体制についても、区長、民生委員と連携して、自主防災組織を主体として具体的な個別避難計画の策定を推進していく必要がある。継続的かつ具体的に自主防災組織の活性化を図るため、引き続きこのような取組が必要である。

● 市内幹線道路（都市計画道路、補助幹線道路等）の整備 【都建】

災害発生時における輸送手段などを確保するため、各拠点や緊急輸送道路などへ繋がる交通ネットワークとなる市内幹線道路の着実な整備が必要である。また、風水害に対する安全性の確保の為にも市内幹線道路の着実な整備が必要である。更に、災害発生後においても地域社会・経済が迅速に回復できるよう、市内の各地域に繋がる交通ネットワークの軸となる市内幹線道路の整備が必要である。

2－4 大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱

● 帰宅困難者に対する支援 【防安、経政】

災害時に発生する帰宅困難者に対する支援として、県が行っている事業者等との協定締結による徒歩帰宅者支援ステーションの整備と連携して、小郡市内における帰宅困難者の実態調査を行うとともに、災害時の情報収集伝達体制の構築、一時滞在への支援のため、一時滞在所の確保や事業所等との協定締結による支援・協力体制の確保などに関する取り組みが必要である。帰宅困難者に対する支援の充実強化を図るため、このような取組が必要である。

2－5 被災地における医療機能、福祉機能の麻痺

● 現場（急性期医療）の医療機能確保 【子健】

災害急性期（おおむね48時間以内）における医療機能の確保が重要であるが、市独自にその機能を有していない。

● 避難所・現場救護所の医療機能確保 【子健】

避難所・現場救護所における医療を市単独で行うことは困難であるため、小郡三井医師会等をはじめとした関係機関等と連携できる体制が必要である。

● 被災地における精神科医療及び精神保健活動への協力 【子健】

被災地における精神科医療及び精神保健活動確保が重要であるが、市独自にその機能を有していない。

● 福祉避難所に必要な機能整備・確保 【子健、教育】

あすてらすは、太陽光発電により福祉避難所としての使用が想定される箇所（健康課事務室、多目的ホール、交流プラザ及びそれらを繋ぐ廊下）の照明及びコンセントが確保されている。停電時は屋内トイレが使用不可となるが、屋外トイレは使用可能である。上水は貯水槽からポンプで施設内に送水しているため停電時は使用不可となるが、貯水槽自体から引水することで最低限の使用が可能となる。また、生涯学習センターは、停電時に一部の屋内トイレや上水が使用できるよう整備を行っている。

福祉避難所としての短期間における最低限の機能は備えているが、福祉避難所開設の長期化には、停電時に下水排水機能が停止するなどの多くの制約があり、更なる設備機能の強化が必要である。

2－6 被災地における疾病・感染症の大規模発生

● 疾病・感染症の予防・まん延防止 【子健】

疾病や感染症のまん延防止のため、予防接種法に基づく臨時の予防接種を迅速に実施できるよう県や関係機関との情報共有が必要である。発生時の対応について平時から県と情報共有を行い、また、災害時における保健活動マニュアルについて定期的に見直すことも必要である。

2－7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

● 指定避難所等の避難場所の確保 【防災】

市は、指定避難所（指定緊急避難場所）として令和2年8月の時点で28箇所（27箇所）を指定している。また、民間施設と災害時協力協定を締結して、福祉避難所として7箇所、一時避難場所として2箇所を確保している。実情として、指定避難所等としての機能が不十分な施設、市の居住地域人口比率の観点からは不十分な避難場所の確保状況にあり、市の保有施設、国・県の施設を活用した指定避難所の整理と民間研修施設等の活用（協定締結）による避難場所の確保を図る必要がある。引き続き、実情に合わせた避難場所の確保体制を拡充する必要がある。

● 避難所施設等（校区コミュニティセンター、小中学校、教育集会所等、高齢者社会活動支援センター）の整備 【市福、教育】

校区コミュニティセンター、小中学校、教育集会所、高齢者社会活動支援センター（指定管理者）等が指定避難所として指定されているが、停電時の自家発電機能が整備されておらず、停電時には給水機能が停止したり、老朽化による雨漏りや各種機械の不調を抱えていたり、トイレや階段などの施設のバリアフリー化に対応できていない施設がある。また、自治会が所有する62箇所の自治公民館の活用が期待されるが、旧耐震基準で建築されているものや、老朽化によって大規模改修の時期を迎えている建物が多数ある。施設の維持管理にあたっては、避難所機能を踏まえた計画的な修繕計画を立て、年次的な取組を行うことが必要である。

● 健康管理体制の構築 【子健】

災害時の市民の健康管理において、県等の関係機関と連携できる体制が必要である。

● D H E A Tによる保健医療行政の指揮調整機能等への協力 【子健】

災害時に県及び保健所による保健医療対策が行われる場合、市としてそれに協力・連携する体制が必要である。

● 避難所の女性に対する暴力の排除と被害者の保護 【経政】

避難所における避難生活が長期化した場合、女性や子供等に対するD Vや性暴力が発生する可能性があることを知つてもらうことが必要である。D V等の防止に関する啓発は、広報紙や市のホームページを活用して行っているが、災害発生時の視点も含めて啓発活動を推進する必要がある。

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 行政機関の職員・施設の被災、関係機関間の連携・支援体制の不備による行政機能の大幅な低下

● 防災拠点となる公共施設の整備 【防安、経政、都建、教育、子健】

災害時の防災拠点となる施設等の整備を推進するとともに、市としての防災拠点である市庁舎、市体育館、三井消防署の老朽化に伴う建替え構想と市としての中・長期的な防災拠点の整備構想を連携させて、市内に散在する小郡市総合保健福祉センターあわせてらす、生涯学習センター等の公共施設を含めた長期的な市の防災拠点の整備計画を確立する必要がある。これらの整備構想・計画に基づき、計画的に防災拠点の整備を推進して安全・安心なまちづくりを推進することが必要である。

● 業務継続体制の確保 【防安】

災害時の市の行政機能を維持し、災害応急対策業務や優先度の高い業務などを継続できる体制をあらかじめ構築するため、令和2年9月に「小郡市業務継続計画」を策定している。計画は策定済みであるが、災害への的確な対応が求められるため、継続的な見直しが必要である。また、計画上で検討している災害時に市の業務継続を最低限実現するために必要な代替庁舎の整備、非常用電源の確保、職員用食料・飲料水の備蓄、衛星回線等の通信手段の確保、トイレの確保等の施策・取組・事業を着実に推進しなければ、災害時に市が果たすべき機能を發揮し得ないおそれがある。

● 各種防災訓練の実施 【防安】

地域住民の防災意識の高揚と防災関係機関の連携強化等を図るため、隔年で、「小郡・大刀洗地域防災訓練」を実施し、市独自として消防団と関係機関の水防能力の向上のため毎年度「小郡市水防訓練」を実施している。市民及び市職員の防災意識の高揚、防災担当職員の知識・技術の向上、関係機関との更なる連携強化を図るため、引き続きこのような取組が必要である。

● 受援体制の確保 【防安】

災害時に市の災害対応能力を補完するため、市外からの支援を効果的に受け入れるための「小郡市災害時受援計画」を令和2年9月に策定し、市外からの広域的な支援を円滑に受け入れ、迅速かつ効果的に被災地を支援するための体制を確保している。受援体制の更なる充実・強化を図るとともに、計画の実効性を確保するため、計画の継続的な見直しや受援対象業務の業務マニュアル等の作成、計画に基づく訓練等の取組が必要である。

● 災害対策本部設置運営訓練等の実施 【防安】

市では、市の災害対応能力の向上を図るため、災害対策本部設置運営訓練、避難所開設運営訓練、本部対策班運用訓練等を時宜に照らして計画的に実施している。それぞれの訓練の検証結果を基に、地域防災計画や災害対応における各種マニュアルなどの見直しを行っている。市の災害対応能力の向上を図るため、継続的かつ計画的な訓練の実施が必要である。

● 災害対策本部機能の整備 【防安】

市の災害対策本部は、令和2年度から災害発生のおそれがある都度、防災安全課執務室を使用してレイアウトを定めて開設している。県の防災・行政情報通信ネットワーク、防災行政無線、Jアラート、地震計モニターなどの情報機器が防災安全課執務室に固定設置されていることから、専用の災害対策本部室を常設して設置することも困難であり、紙ベースの地図とホワイトボード、プロジェクターなどを活用して、その都度開設しており、各対策班への対応指示や情報共有は連絡員又は電話によって実施している。気象・河川情報等を常時モニターできる機能、災害情報等を随時電子地図上に標示してネットワーク上でも共有できる機能、現地からの映像情報をモニターできる機能など災害対策本部業務をより効率的に行い、市全般としての情報共有をネットワーク上で実施できる機能の継続的な整備が必要である。

● 罹災証明の迅速な発行 【環経、防安】

平成28年熊本地震、平成29年7月九州北部豪雨等で見られたとおり、罹災証明書の発行を迅速に行うことが、被災者が生活再建を進めるために重要であり、そのためには、住家被害の認定調査の簡素化や、平時からの調査・判定方法等の研修、専門事業者等との協定締結等、災害発生時に罹災証明書を迅速に発行できる体制の整備が必要である。市では、令和元年10月に公益財団法人福岡県不動産鑑定士協会との間で住家被害認定調査等に関する協定を締結しているが、市職員により災害発生時に罹災証明を迅速に発行できる体制を確保するため、職員を調査・判定方法等の研修に参加させるなどの施策を推進する必要がある。

● 防犯、交通安全体制の確保 【防安】

県警本部と連携した防犯、交通安全施策を推進しており、地域防犯活動推進団体の認定、防犯パトロール協力員の登録、防犯パトロール車の貸出し、防犯灯の設置・管理、行政区による防犯灯設置費の補助などの具体的施策による防犯体制の拡充を推進するとともに、交通安全の普及、交通道徳の高揚、交通環境の整備・改善等により交通事故・交通犯罪の絶滅に向けた施策を推進している。災害時にも市民の安全・安心な生活環境を維持・増進するため、今後もこれらの施策の推進が必要である。

● 火葬場の防災能力強化 【環経】

市の火葬場は一級河川の宝満川と隣接しており、堤防が決壊した場合は浸水により火葬が行えなくなる事態が予想される。また、近年の豪雨災害時には宝満川に接続する口無川が氾濫し、火葬場への道路の大半が通行止めとなる事態に陥っている。市民に安定した火葬行政を提供するため、施設及び周辺インフラの防災能力の強化を図りつつ、火葬不能に陥った際のために他の火葬場との広域連携を推進する必要がある。

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 情報通信・放送ネットワークの麻痺・長期停止等による災害・防災情報の伝達不能

● 情報伝達手段の確保 【経政、防安】

平常時、市から市民への情報伝達手段としては、広報紙、回覧板、行政区掲示板、ホームページ、複数のSNS等を活用しているが、災害時にはこれらの手段が一時的または長期にわたって利用できなくなることが考えられる。非常に何らかの情報伝達手段を残す可能性を上げるために、できる限り多くの情報伝達手段を確保し、市民に周知しておく必要がある。また、インターネット経由特にSNSによる情報発信に関しては、緊急時（府外からの発信の必要があるとき・府内のインターネット環境が利用できないときなどを含む。）には全職員に対し、私用端末からの情報発信を認めているが、費用弁償の問題もあることから、できれば市として非常用の情報発信方法・設備を確保しておくことが望ましい。

● 災害・防災情報伝達手段の整備 【防安】

市民に確実かつ迅速に災害・防災情報を伝達するため、市では、防災行政無線（スピーカー式放送局）に加え、登録制の災害情報等配信システム、インターネットや緊急速報メールなどによる情報伝達手段の多重化を行っている。市民に対する災害・防災情報のより確実な伝達手段の拡充・強化を図るため、戸別受信機の導入や防災行政無線（スピーカー式放送局）の増設・拡充、より広域に伝達可能なシステムの導入など、継続的な取組が必要である。

● 市民の災害・防災情報伝達手段への登録促進 【防安】

災害・防災情報を登録者に対して電子メール等で提供するシステムである市の「防災情報等配信システム」や県が行っている「防災メールまもるくん」への登録促進のため、市の広報紙への情報掲載や県のリーフレット・ポスターの配布・掲示等を通じた周知を行っている。「防災情報等配信システム」及び「防災メールまもるくん」による災害・防災情報の伝達をより多くの市民に拡充するため、更なる普及・啓発を図る取組が必要である。

● 災害・防災情報の利用者による情報入手手段の確保対策の促進 【防安】

市が発信した災害・防災情報を確実に市民（登録者）等が受け取るためには、携帯情報端末へのエネルギー供給（電力）が必須であり、指定避難所や公共施設における非常時の電源確保が必要である。市民等が災害時に災害・防災情報を確実に利活用できるよう、小郡市災害時備蓄計画に基づき、情報の送り手側である公助（市）による発電機等の備蓄だけでなく、情報の受け手側である市民や自主防災組織等に対し、発電機、乾電池・バッテリー等の備蓄を働きかけており、引き続きこのような取組が必要である。

5 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-1 エネルギーの長期にわたる供給停止

● 避難所におけるエネルギーの自給自足化 【環経】

災害発生時、多くの市民が避難所に避難するが、電力を自給可能な避難所は市内に3か所しかない。仮に電力会社からの電力供給が寸断された場合、避難所としての機能は著しく低下し、避難者の健康等を著しく損なう危険性がある。近年は電力供給が長期間かつ広範囲に寸断される事態も発生しており、避難時の市民の生命を守るためにも避難所のエネルギー自給体制を整備する必要がある。

5-2 上水道等の長期にわたる供給停止

● 老朽施設・管路の更新と耐震化 【環経】

災害時における水道施設の被害を最小限にとどめ、可能な限り給水を行うため、施設の効果的な更新計画を策定し、耐震性能を有していない大刀洗配水場No.1・2配水池及び小郡ニュータウン配水場配水塔の耐震化工事を行う必要がある。また、管路の新たな更新計画と併せて、耐震化計画を策定する必要がある。

● 応急給水能力の向上 【環経】

大規模な断水事故などが発生したときに、迅速かつ適切な応急給水活動が行えるよう、備蓄施設の整備や仮設給水栓、仮設水槽及び非常用飲料水などを備蓄していく必要がある。

● 危機管理対策の強化 【環経】

迅速かつ適切に復旧活動や応急給水活動が行えるよう、防災訓練や模擬事故訓練、危機管理研修等を実施するとともに、危機管理マニュアルの精査や事業継続計画（B C P）の策定する必要がある。

5-3 汚水処理施設等の長期にわたる機能停止

● 下水道施設の耐震化 【都建】

大規模な地震が発生した場合、下水道施設が損壊すると道路上に汚水が溢れたり、トイレが使用できなくなるほか、道路が陥没して緊急車両が通行できなくなるなど、被害がさらに大きくなるおそれがある。下水道施設の中でも、震災時の下水処理機能や交通機能を確保するため、避難路、軌道及び緊急輸送路に埋設されている管渠を「重要な管渠」と位置付け、耐震化を進めていく取組が必要である。

● 下水道B C Pの実効性の確保 【都建】

災害等の危機に遭遇し仮に下水道機能が中断しても、可能な限り短時間での再開が可能となるような下水道B C Pを策定している。今後は、災害時により迅速かつ適切な対応を可能とするために、下水道B C Pの情報更新及び訓練を実施し、実効性を高めていく必要がある。

● 淨化槽の整備 【都建】

浹化槽については、福岡県汚水処理構想（平成29年3月策定）に基づき、老朽化した単独浹化槽から災害に強く早急に復旧できる合併浹化槽への転換を促進する必要があり、合併浹化槽設置への助成制度を設けている。合併浹化槽への転換を一層促進するため、引き続きこのような取組が必要である。

● 不明水対策事業 【都建】

市の公共下水道は分流式（汚水と雨水を別々に処理）で整備をしているが、豪雨の際は污水管渠内に大量の不明水（雨水）が侵入し、住宅内の排水設備から汚水が逆流しかねない危険な状況が近年続いている。不明水に起因する被害を出さないよう、必要な調査や対策を実施する取組が必要である。

5－4 交通インフラの長期にわたる機能停止

● 国、県道の整備推進 【都建】

災害発生時に、物資供給が長期停止とならないよう、緊急輸送網を確保するため、国道3号鳥栖久留米道路や県道久留米筑紫野線の4車線化などの整備を国、県と共に推進することが必要である。

● 市内幹線道路（都市計画道路、補助幹線道路等）の整備 【都建】

災害発時における輸送手段などを確保するため、各拠点や緊急輸送道路などへ繋がる交通ネットワークとなる市内幹線道路の着実な整備が必要である。また、風水害に対する安全性の確保の為にも市内幹線道路の着実な整備が必要である。更に、災害発生後においても地域社会・経済が迅速に回復できるよう、市内の各地域に繋がる交通ネットワークの軸となる市内幹線道路の整備が必要である。

● 市道整備の推進 【都建】

災害発時において、地域住民の安全な避難路の確保や頻発する道路冠水の緩和のために、路側帯のカラー舗装整備や市道の側溝整備が必要であるが、未整備箇所や住宅団地側溝についても未改修箇所が多く、十分に整備出来ていない。また、幹線道路や生活道路の老朽化などによる市道の改修や舗装の更新などが必要であるため、これらの整備について計画的に推進する必要がある。

5－5 防災インフラの長期にわたる機能不全

● 災害・防災情報伝達手段の非常電源の整備 【防安】

市の災害・防災情報の収集・伝達の主要手段であるMCA無線機（スピーカー式放送局及び無線交信局）は、災害（停電・落雷）の影響により放送局・中継局における商用電力の供給断が発生している。MCA無線機のスピーカー式放送局及び無線中継局には、商用電源が停止しても48時間程度の非常用電源（バッテリー）が設置されているが、災害時における長期（72時間以上）の停電等による商用電源の供給断に備えた非常用電源の強化、非常用発電機の設置準備等の機能喪失防止設備の整備が必要である。

● 防災拠点の非常用電源の確保（72時間以上）【防安】

市の防災拠点として、市庁舎（本館、東別館、西別館、南別館、北別館）、代替庁舎（あすてらす、文化会館等）、指定避難所（市内小中高校×15校、校区コミュニティセンター×7館、その他の公共施設×4箇所）、福祉避難所（あすてらす、生涯学習センター）、物資集配拠点としての市体育館などがあるが、小郡市業務継続計画で検討しているとおり、非常用電源は一部しか確保されておらず、国・県から求められている災害時の電力供給断において72時間以上の機能維持は困難な状態にある。市庁舎、代替庁舎及び福祉避難所全体の非常用電源設備の整備、指定避難所における防災倉庫備蓄発電機等による電源確保体制の拡充・強化により、防災拠点における長期の災害対応及び避難生活を維持できる体制を確保することが必要である。市体育館の建替え構想に当たっては、防災拠点としての機能を付加した設備として非常用電源設備を含めた計画を立てることが必要である。非常用電源設備等の整備に当たっては、非常用電源設備を稼働するための燃料の備蓄設備等についても併せて整備することが必要である。

6 経済活動を機能不全に陥らせない

6-1 サプライチェーンの寸断、金融サービスの機能停止、風評被害等による経済活動の機能不全

● 企業BCPの策定促進 【環経】

中小企業等へのBCP策定の必要性や策定方法等の周知を図るため、福岡県中小企業団体中央会が行うBCP策定マニュアルの普及やBCP普及促進セミナー開催、福岡県中小企業振興センターや小郡市商工会が行う窓口相談やセミナー開催などの取組を支援している。

緊急事態における損害の最小化と事業の継続・早期復旧のため、今後も策定普及や効果的な運用に向けた取組が必要である。

● 商工業者への事業継続支援 【環経】

被災商工業者の事業の継続、早期再開のためには、個々の状況に応じた支援を行う必要がある。このため、平時から県、小郡市商工会などの関係団体と情報共有を図るなど、関係機関の連携体制を整えている。

● 国、県道の整備推進 【都建】

災害発生時に、物資供給が長期停止とならないよう、緊急輸送網を確保するため、国道3号鳥栖久留米道路や県道久留米筑紫野線の4車線化などの整備を国、県と共に推進することが必要である。

● 市内幹線道路（都市計画道路、補助幹線道路等）の整備 【都建】

災害発生における輸送手段などを確保するため、各拠点や緊急輸送道路などへ繋がる交通ネットワークとなる市内幹線道路の着実な整備が必要である。また、風水害に対する安全性の確保の為にも市内幹線道路の着実な整備が必要である。更に、災害発生後においても地域社会・経済が迅速に回復できるよう、市内の各地域に繋がる交通ネットワークの軸となる市内幹線道路の整備が必要である。

6-2 食料等の安定供給の停滞

● 農業用水利施設の老朽化対策 【環経】

農業生産力の維持安定を図るため、県事業にて農業用水利施設の機能診断を行い、劣化状況に応じた補修更新等の長寿命化計画を策定し、施設の老朽化対策に取り組んでいる。

● 農業用ハウスの補強 【環経】

近年、台風が強大化することによるハウスの損壊が発生している。また、集中豪雨の頻発が農地への浸水を引き起こし、ハウス内に設置している給水ポンプ等が、冠水によって機能不全に陥ることが毎年のように発生している。

● 国、県道の整備推進 【都建】

災害発生時に、物資供給が長期停止とならないよう、緊急輸送網を確保するため、国道3号鳥栖久留米道路や県道久留米筑紫野線の4車線化などの整備を国、県と共に推進することが必要である。

● 市内幹線道路（都市計画道路、補助幹線道路等）の整備 【都建】

災害発生時における輸送手段などを確保するため、各拠点や緊急輸送道路などへ繋がる交通ネットワークとなる市内幹線道路の着実な整備が必要である。また、風水害に対する安全性の確保の為にも市内幹線道路の着実な整備が必要である。更に、災害発生後においても地域社会・経済が迅速に回復できるよう、市内の各地域に繋がる交通ネットワークの軸となる市内幹線道路の整備が必要である。

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 ため池の決壊、宝満川等の堰・樋門・水門の損壊等による死傷者の発生

● ため池の防災・減災対策 【環経、防安】

国は、近年の豪雨等により多くのため池が被災したことを踏まえ、防災重点ため池の選定基準の見直しを実施した。市では農業用ため池55箇所のうち30箇所の防災重点ため池を選定している（旧基準0箇所）。決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設があり人的被害を与える恐れがあるため池を防災重点ため池として選定しており、災害時の避難、施設の補強・維持管理に関する課題の解決が求められている。施設の改修については、ため池管理者からの申請により防災・減災事業の実施に取り組んできたところであるが、近年の災害の多発や施設の老朽化などの状況を踏まえ、今後は計画的に改修を実施していく必要がある。

● 宝満川等の堰等の管理 【環経】

豪雨時には、宝満川の水位が上昇し、越水や氾濫の可能性が高くなるため、管理者と協議し、宝満川の4箇所の可動堰を転倒させ、河川の流下能力を高める必要がある。また、小河川や水路の水門の多くは、増水時には手動による扉の引き上げ操作が必要であり、操作者の危険を伴うため、自動転倒堰へ改修し操作者の安全確保策が必要である。

7-2 有害物質の大規模な流出・拡散による被害の拡大

● 毒劇物流出等防止及び二次災害防止対策 【環経】

大気汚染防止法、水質汚濁防止法、土壤汚染対策法等に基づく県の取組について、初動対応等で日頃から県や関係行政機関との連絡・協力体制を確保している。災害等による有害物質の大規模な流出・拡散を想定して、連絡・協力体制の強化を図らなければならない。

7-3 農地・森林等の被害による荒廃

● 地域における農地・農業水利施設の保全 【環経】

食料の安定供給のみならず、国土保全や自然環境の保全等、農業の有する多面的機能を支える農地、農地周辺の水路、農道等の地域資源は、過疎化、高齢化、混在化等の進行に伴う集落機能の低下により、その適切な保全管理が困難となってきていることから、農業者、地域住民等で構成される活動組織により実施される水路、農道等の保全活動を支援している。農地等の地域資源の保全管理のため、引き続きこのような取り組みが必要である。活動組織25組織。

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

8-1 災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

● 災害廃棄物の安定的な処理 【環経】

災害時に迅速かつ適切に処理が行えるよう、令和元年6月に災害廃棄物処理計画の策定を行った。しかし、一次仮置き場の選定や当市の廃棄物処理施設であるクリーンヒル宝満での処理が困難な廃棄物の具体的な処理方法など未策定な部分がある。今後、具体的な処理方法について民間企業や関係団体と日頃から連携、協議し、決定していく必要がある。

● 市内幹線道路（都市計画道路、補助幹線道路等）の整備 【都建】

災害発生時における輸送手段などを確保するため、各拠点や緊急輸送道路などへ繋がる交通ネットワークとなる市内幹線道路の着実な整備が必要である。また、風水害に対する安全性の確保の為にも市内幹線道路の着実な整備が必要である。更に、災害発生後においても地域社会・経済が迅速に回復できるよう、市内の各地域に繋がる交通ネットワークの軸となる市内幹線道路の整備が必要である。

8-2 復旧を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

● 防災担当職員等の育成 【経政】

市の防災担当職員を育成するため、国・県の研修・講習会への参加、防災士資格取得機会の付与、災害復旧事業の解説DVDの配布などの取組や、実践的な災害対応能力を高めるための訓練・研修等を行っている。防災担当職員等の更なる育成のため、引き続きこのような取組が必要である。また、災害対応は防災部局の職員のみならず全庁的な対応が必要であるため、全ての職員が市民の生命と財産を守る責務を有するという自覚を持ち災害対応に当たれるよう、引き続き研修等を通して職員の危機管理意識の向上を図る取組が必要である。

● 災害ボランティア活動の強化 【市福、防安】

災害ボランティアセンターの円滑かつ効果的な運営体制の構築を図るため、県の開催する災害ボランティアコーディネーターの養成や災害ボランティアセンターの運営を担う人材の育成のための講習会等を活用して、市職員、小郡市社会福祉協議会職員等の知識・技能の向上を図る必要がある。平成28年熊本地震、平成29年7月九州北部豪雨等の教訓から、災害ボランティア活動における関係機関の役割の明確化と連携方策の検討が必要であるという課題があり、市としても災害ボランティア活動の更なる強化を図るため、引き続きこのような取組が必要である。

● 地域コミュニティの活性化 【市福】

被災により、コミュニティの機能が失われることにより、被災者の安否確認や避難所の運営、復興に向けた地域内での意思統一に困難が生じる可能性がある。

8－3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

● 貴重な文化財の喪失への対策 【教育】

市内文化施設における展示方法・収蔵方法等を点検し、展示物・収蔵物被害を最小限にとどめるとともに、文化財の耐震化、防災設備の整備等を進める必要がある。また、文化財の被害に備え、それを修復する技術の伝承が必要である。

● 被災者等支援制度の周知 【市福、防安】

大規模な災害が発生した場合には、人命及び財産に多大な被害をもたらす可能性があり、こうした場合には被災者の生活再建が急務となる。県では、各種被災者支援をまとめて「被災者支援関連制度」として、ホームページで公表を行っている。市でも国・県の被災者支援関連制度と市独自の支援制度を市のホームページで広報している。より一層の周知が必要であるため、引き続きこのような取組が必要である。

8－4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事務所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

● 建設型応急仮設住宅の供給体制の整備 【都建、防安】

県は、平成24年度に「応急仮設住宅建設・管理マニュアル」を策定し、地震防災アセスメント調査による想定地震被害から建設必要戸数（避難世帯数から民間賃貸住宅の借上げ可能戸数を控除して算定）を想定し、最大となる建設必要戸数の供給体制の確保、建設に必要な用地の確保、仮設住宅の仕様、建設・運営・撤去までの事務、執行体制等を定めた。市は、被災者に対して応急仮設住宅を迅速に提供するため、予め住宅建設に適する建設用地を選定し、建設候補地台帳を作成する等、供給体制の整備に努めている。県は、災害時における必要な仮設住宅の供給に備えるため、プレハブ造の仮設住宅について一般社団法人プレハブ建築協会との間で建設に関する協定を締結（平成7年3月）した。また、木造の仮設住宅の供給体制の充実を図るため、建設に関する協定を、県内の建設業者で構成された福岡県建築物災害対策協議会（平成28年6月）、タマホーム（株）（平成29年11月）、一般社団法人日本木造住宅産業協会（平成30年2月）及び一般社団法人全国木造建設事業協会（平成30年6月）の4団体と締結するとともに、供給体制の強化を図るために、協定締結団体への研修会等を実施することとしている。今後も、災害時に応急仮設住宅が迅速かつ適切に提供できる体制を維持することが必要である。

● 公的賃貸住宅や借上型応急仮設住宅の提供体制の整備 【都建、防安】

県は、災害発生時における被災者に対する迅速な住宅支援を行うため、公営住宅等の公的賃貸住宅及び借上型応急仮設住宅に関する応急的な住宅支援について取りまとめた「災害時における住宅支援手引書」を作成（平成29年度）し、市等の公的賃貸住宅供給主体や関係団体向けに配布・説明を行い情報の共有を図っている。また、災害時における借上型応急仮設住宅の提供等に係る協定を関係団体と締結し、円滑かつ迅速な提供に備えている。今後も、災害時に被災者に対する迅速な住宅支援を実施するため、引き続きこのような取組が必要である。

● 国土調査事業の推進 【都建】

国土調査が完了しているのは、市全体面積の 80 %である。20 %の未完了地においては、土地の境界の復元が困難であるため、災害が発生した後の復旧活動などに大幅な支障が生じる恐れがある。